

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

令和8年5月26日

新潟市長 中原 八一

1 入札に付する事項

(1) 件名	新潟市高齢者あんしん連絡システム（固定電話型）事業業務
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(3) 契約の条項を示す場所	福祉部高齢者支援課
(4) 入札日時・場所	令和8年6月23日 午前10時00分 新潟市役所本館2階 入札室
(5) 履行期間・履行場所	令和8年7月1日から令和13年6月30日まで 新潟市の各利用者宅
(6) 入札方式	月額1台あたりの単価での入札とします。 この契約は長期継続契約となります。
(7) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(8) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(9) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場合は、入札を中止することがあります。
(10) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、または取りやめることがあります。
(11) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。
(12) 予定価格	事後公表します。
(13) 最低制限価格	設けません。

(14) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無
(15) その他特記事項	業務履行が困難と判断できる低価格での入札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。

2 入札参加資格の要件

- (1) 本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者
- (5) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定によって公安委員会から警備業者として認定を受けている者
- (6) 別紙1仕様書及び別紙2業務量見込みに基づき、委託事業に対応できること。なお、別紙1仕様書の内容のとおり委託事業に対応することができるかどうかについては、3(1)の提出書類に基づき、審査を行う。
- (7) 過去5年以内に、新潟市又は他の地方公共団体等で同種の緊急通報事業の実績があり、誠実に履行していること。
- (8) 過去5年以内に、新潟市の同種の緊急通報事業において業務委託契約期間中に契約を解除したことがないこと。

3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申請書（別記様式第2号） 2部
- ② 法人の概要がわかるもの（パンフレット等）及び役員等の一覧表
- ③ 運営規定
- ④ 組織図（新潟市高齢者あんしん連絡システム事業実施を想定したもの）
 - ・ 受信センターの業務実施体制・人員配置が分かるもの
 - *受信センターに設置（予定）の電話回線数（既設の場合は、電話番号）を記載すること
 - ・ 出勤業務の実施体制（再委託を含む）が分かるもの

- ⑤ 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定によって公安委員会から警備業者として認定されたことを証明する書類の写し
- ⑥ 業務に用いる緊急通報装置の仕様（設置する機器・個数、機器の性能、耐用年数、停電時や機器異常時の動作、使用電話回線等）が分かるもの
- ⑦ 「2（7）」の事業実績が確認できるもの（契約書の写し等）
- ⑧ 個人情報保護マニュアル
- ⑨ 苦情処理マニュアル
- ⑩ 事業の実施にかかるマニュアル

（別紙1仕様書「5業務内容」を実施するための業務手順がわかるもの）

※委託業者による出動業務（再委託を含む）において、警備業法第43条に想定する即応体制で利用者宅へ到着する体制と到着後の対応方法について説明を記載すること

なお、入札参加申請者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

(2) 提出先 新潟市 福祉部 高齢者支援課
 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
 新潟市役所本館1階
 電話 025-226-1295
 ファクス 025-222-5531
 メール koreisha@city.niigata.lg.jp

(3) 提出方法 持参

(4) 申請期限 令和8年6月10日

(5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時～午後5時
 （土・日・祝日を除く）

4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 別紙に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和8年6月3日
- (3) 提出先 3（2）に同じ
- (4) 提出方法 ファクシミリまたはメールとします。
- (5) 回答日 令和8年6月9日まで
- (6) 回答方法 個別にファクシミリまたはメールにて回答するほか、掲示（またはホームページへ掲載）します。
- (7) その他 電話での受付は一切行いません。

質疑書には、返信用ファクシミリ番号（またはメールアドレス）を記入してください。

5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- (6) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を一回行います。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。
- (7) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2者以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。
- (8) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2者以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。郵送入札者のくじは、入札事務に関係のない職員が引くものとします。

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

7 その他

この契約は長期継続契約となります。翌年度以降、予算の減額により契約の変更又は解除を行う可能性があります。

別紙

質 疑 書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

(担当者)

(ファクス (メールアドレス))

- 1 番 号 新潟市公告第 号
- 2 件 名 新潟市高齢者あんしん連絡システム (固定電話型) 事業業務

質 疑 事 項

--

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

担当者

(電話

)

(ファクス(メールアドレス)

)

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品等一般競争入札実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	令和 年 月 日
番 号	新潟市公告第 号
件 名	新潟市高齢者あんしん連絡システム(固定電話型)事業業務

入札(見積)書

年 月 日

新潟市長 様

住 所

氏 名

印

受 任
者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札(見積)条件を承認のうえ
入札(見積)いたします。

金 額		百		千		円
履 行 場 所						
品 名	品 質 ・ 規 格	数 量	単 価	金 額		

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

【記載例】

別記様式第1号

(物品・委託用)

入札(見積)書

〇〇年〇〇月〇〇日

入札参加資格審査申請時に「使用印鑑届」にて届け出た印を押印してください。
委任状を提出し、受任者が入札する場合は省略できます。

新潟市長 様

入札参加資格者名簿に登録されている所在地、業者名及び代表者名を記載してください。

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇
〇丁目〇番〇号
氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

⑩

受任者 〇〇 〇〇

⑩

代表者本人が入札する場合は記入しません。
委任する場合は、委任状の受任者欄と同一の受任者名・印を記入・押印してください。

新潟市契約規則及びこれに基づく入札(見積)条件を承認のうえ
入札(見積)いたします。

金額	百	千	円	
	¥ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇			
履行場所	〇〇部〇〇課			
品名	品質・規格	数量	単価	金額
△△△△	□□□□	〇〇	〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇

「仕様書のとおり」という記載でも結構です。

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

委任状

年 月 日

新潟市長 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住 所

氏 名 ⑩

受任者 氏 名

⑩

記

件 名

【記載例】

別記様式第2号

委任状

〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

入札参加資格審査申請時に「使用印鑑届」にて届け出た印を押印してください。

委任者

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇番〇号

入札参加資格者名簿に登録されている所在地、業者名及び代表者名を記載してください。

氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

印

受任者 氏名 〇〇 〇〇

印

受任者個人の印を押印してください。
入札書の受任者欄にも同一の印を押印してください。

記

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

新潟市高齢者あんしん連絡システム（固定電話型）事業実施仕様書

新潟市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する業務内容及び実施方法等は次のとおりとする。

1 業務名

新潟市高齢者あんしん連絡システム（固定電話型）事業業務

2 目的

新潟市高齢者あんしん連絡システム事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、在宅のひとり暮らしの高齢者等に対し、簡易な操作で通報することができる装置を貸与し、急病、その他の緊急時に迅速な対応ができるよう体制等を整備すること、併せて定期的な安否の確認と各種の相談に応じることにより、当該高齢者等の日常生活の安全の確保及び精神的な不安を解消し、もってその福祉の向上を図ることを目的とする。

なお、本業務には警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 2 条第 1 項に定める業務は含まない。

3 委託期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日までとする。

なお、乙が前受託者と異なる場合、乙は機器切り替えの計画を作成し、前受託者と協力の上、令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日の間に機器を切り替えること。利用者の機器の切り替えは原則同日中に行うものとする。

4 使用機器

業務に使用する機器は、高齢者が緊急時に簡単な操作で受信センターへ通報することが可能な機能を有する専用端末（以下「緊急通報装置」という。）とし、本体機器・無線式携帯型端末機（ペンダント等）・安否を確認するセンサー（以下「安否センサー」という。）を一式とし、次の要件を備えていること。

（1）本体機器

ア 利用者が契約している電話・通信会社の回線を利用し、既設の電話機との併設使用ができること。また、電話機が使用中（通話中）であっても緊急通報が優先発信できること。

イ 停電・使用不能等の機器の異常を乙が即時に把握することができ、充電電池等の使用等により、最低 2 時間は緊急時に対応できること。

ウ 緊急時、機器から離れた場所でも利用者と乙との双方向の会話ができること。（ハンズフリー機能が内蔵されていること。）

エ 相談ボタンによる通話ができること。また、通報取消ボタンを有すること。

（2）無線式携帯型端末機（ペンダント等）

利用者が家中どこからでも通報を発することができること。また、防水機能を有するもので、通報可能距離は概ね 20 m 以上とする。

（3）安否センサー

ア 在宅時の安否確認ができる機能を有するもので、異常を感知したものを緊急通報

として自動通報することができるものとする。また、安否センサーの仕組みは、利用者に極力負担をかけないこと。

イ 利用者の生活状況に応じて、外出・在宅の状況判断及び在宅時の安否確認が常時できるもので、内蔵電池の容量低下等の異常信号を自動通報できること。

5 業務内容

(1) 緊急通報装置の設置

ア 甲（区）から機器の設置依頼があった場合は、乙は申請者と日程調整のうえ、できる限り協力員立会いのもと速やかに設置を行う。

イ 甲（区）は、設置依頼時に業務に必要な対象者情報を乙に提供する。

ウ 設置した機器について、利用者及び協力員に操作方法を十分説明すること。

エ 設置した機器の近くに、乙の連絡先を明記しておくこと。

オ 機器の取付場所については、利用者とは十分相談のうえ決定すること。

(2) 受信センター

ア 乙は、365日24時間体制で利用者からの緊急通報や相談を受信するセンター（以下「受信センター」という。）を事業開始前までに設置すること。

イ 受信センターが行うべき受発信業務は、主要部分であるため、他社に業務の全部又は一部を再委託しないこと。ただし、あらかじめ甲に書面による承認を得たときはこの限りでない。

ウ 複数の緊急通報を同時に受信することが可能な電話回線数を確保し、同時着信に対しても迅速で適切な対応がとれる体制であること。

エ 直通用の電話及びFAXを備えること。

オ 受信センターには、365日24時間利用者からの通報又は相談に適切に対応できる者を1人以上常駐させ、利用者からの通報または相談に対応し、緊急事態に的確な対応ができる体制を確立すること。

カ 受信センターの職員配置体制について、契約締結年度の翌年度以降、毎年4月末日までに甲に書面で報告すること。有資格者について変更があった場合は、それを証明する資格証の写しを添付すること。

キ 災害時及び停電時、受発信装置等の故障時等に備え、これを補完する体制を整えていること。

(3) 利用者情報

ア 甲（区）が提供する利用者及び協力員等の情報について、緊急時に速やかに対応できるように管理すること。

イ 協力員等の登録事項が変更となったことを把握した場合は、利用者又は協力員に変更事項を甲（区）に届出るよう伝えること。

(4) 緊急通報受信・出勤業務

ア 受信センターで利用者からの緊急通報を受信した場合、または安否センサーにより異常を感知した場合は、電話等により利用者の状況を速やかに、かつ、的確に把握し、必要に応じて消防局に出勤要請を行うこと。

※消防局員への出動要請時は、消防局員の依頼に応じて、活動に必要な利用者情報を確実に伝達すること。

イ 利用者に連絡が取れない場合は、協力員に出動を要請し、利用者の安全を確保すること。また、協力員に連絡がとれない場合若しくは協力員がいない場合は、以下2点を満たした場合に限り、乙が出動し、利用者の安全を確保すること。協力員から協力要請があった場合も同様とする。

(ア) 通報が病気、けが等によるもの

(イ) 病気、けが等が通報内容等から「盗難等の事故」及び「人の身体に対する危害」によらないことが明らかであること

ウ 緊急通報の内容が、「盗難等の事故」及び「人の身体に対する危害」によることが明らかな場合は、110番通報すること。

エ 乙が出動時に行うべき事項は以下3点のとおりとし、警備業法第2条第1項に定める業務は行わないこと。

(ア) 病状等の確認

病気、けが、疼痛等の状況を確認し、受信センターに報告すること。

(イ) 円滑な救急活動の支援

自宅前での救急車誘導、救急隊員への自宅進入方法の伝達、救急隊員からの指示依頼事項を行うこと。

(ウ) 一連の状況報告

搬送の有無、搬送先の病院（確認できた場合）、不搬送理由等を確認し、受信センターに報告すること。

オ 乙が出動する場合は、原則30分以内に利用者宅に到着すること。

カ 乙が状況を確認する際に備え、手順を確立し、マニュアル化（以下、「状況確認対応マニュアル」という。）すること。また、乙にて状況確認を行う者に対し、状況確認対応マニュアルの内容について研修等を実施し周知を図ること。

キ 出動業務について、乙以外の者に再委託して行う場合は、あらかじめ甲に書面による承認を得ておくこと。第三者へ委託する場合、乙と再委託者との契約に際し、警備業法第2条第1項に定める業務を含まない旨及びその旨を再委託者職員へ周知徹底することを条項として契約書又は業務仕様書に明記すること。なお、個人への委託は認めないものとする。

(5) 安否確認業務

ア 安否センサーにより、毎日安否確認を行うこと。

イ 電話による安否確認を原則月1回実施すること。

ウ 安否確認がとれない場合は、協力員又は乙の警備員の出動により、利用者の安否状況を確認すること。乙の警備員の出動により安否確認を行う場合は、不審者との誤解を受けないよう、身分証を掲示すること。

エ 大規模な災害等が生じた際、甲からの要請があった場合は、利用者の安否確認業務を行うなど甲に協力すること。

(6) 相談業務

ア 365日24時間、相談を受け付けること。

イ 利用者からの相談があった場合は、内容を確認し適切な助言をすること。

(7) 緊急通報装置取扱説明

利用者に対し、機器の取扱方法を機器設置時及び必要時に適切に指導すること。

(8) 保守点検・故障・破損対応

ア 装置が正常に機能するように、定期的に保守点検を行うこと。ただし、機器の正常稼働を常時オンライン監視している場合は、適宜点検で可とする。

イ 電池交換は電池寿命に応じて定期的に確認すること。

ウ 緊急通報装置に不具合が生じたときは、直ちに点検・修理を行うこと。

エ 緊急通報装置の修理・交換費用は、老朽化又は不可抗力に起因するものについては、乙が負担し、利用者に過失がある場合は、利用者負担とする。

(9) 緊急通報装置の撤去

甲（区）から機器の撤去依頼があった場合は、速やかに機器を撤去すること。

(10) 報告業務

乙は、利用者からの緊急通報内容（誤報を含む）、相談内容について、各月1日から末日までの実績報告を翌月10日までに書面により甲（区）に報告すること。

(11) 費用の徴収・支払

ア 甲（区）は、利用者負担額（別記1）を設置依頼時及び毎年7月の利用者負担額改定時に乙に通知し、乙は、利用者負担分を利用者から直接徴収する。

イ 乙は費用のうち利用者負担分を除いた額を実績報告時に甲（区）に請求する。

ウ 甲（区）は、実績報告書及び請求書を受領した場合、内容審査のうえ請求月の末日までに委託料を乙に支払うものとする。ただし、当該末日が金融機関の休日にあたる場合は、その翌営業日とする。

6 損害賠償

当該委託業務の実施に関し、乙は甲又は第三者に与えた損害（天変地異、その他乙の責に帰することのできない事由によるものを除く）を賠償しなければならない。

7 個人情報保護体制

事業実施にあたり、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報保護体制を整えておくこと。

8 苦情体制

乙は、利用者からの苦情に対応するため、苦情対応マニュアル等を整備すること。

9 契約単価に含まれる業務

前記「4 使用機器」から「8 苦情体制」までの業務に要する全ての費用を緊急通報装置1組あたりに係る月額費用として算出し、これに消費税を加えた月額単価を契約単価と

する。ただし、緊急通報装置の設置（貸与）開始日が月の16日以降である場合及び撤去（終了日）が月の15日以前である場合の当該月の費用は2分の1の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。なお、設置（貸与）開始日から撤去（終了日）までの期間が同一月内で15日以下の場合の費用も同様とする。

10 契約期間満了時の取扱い

契約期間満了に伴う更新時において、乙と異なる業者（以下「新規受託者」という。）が落札した場合は、次のとおり取扱うものとする。

- （1）契約期間満了後、一定期間内に計画的に機器を乙から新規受託者に切り替えるものとし、その間、甲乙は随意契約をする。
- （2）機器切り替えの計画は、新規受託者が作成するものとし、乙は協力すること。
- （3）利用者が、乙の機器の利用を終了し、新規受託者の機器の利用を開始する場合は、乙は新規受託者と連携し、利用者がスムーズに利用を継続できるようにするとともに、利用者の立ち合い等の負担を最小限度とすること。
- （4）前記（1）の契約期間終了時、利用者情報については、市に返却してもらい、乙に残っている業務に関する全ての利用者情報を適切に破棄すること。

11 協議事項

この仕様書に定める内容を遵守し、乙が利用者より「4使用機器」及び「5業務内容」の一部について非実施を求められた場合は、甲（区）に報告し協議すること。

その外、事業の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ対応すること。

12 その他

業務履行が困難と判断できる低価格での落札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合がある。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合がある。

(別記 1)

新潟市あんしん連絡システム（固定電話型）事業利用者負担額表

利用者世帯の階層区分	利用者負担額 (月額)
市民税非課税世帯	0 円
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者	
市民税均等割課税世帯	550 円
市民税所得割課税世帯	1,100 円

※ 月の途中から貸与を開始又は終了する場合の費用負担月額は、開始日とその月の16日以降である場合及び終了日とその月の15日以前である場合は、2分の1の額とする。なお、設置（貸与）開始日から撤去（終了日）までの期間が同一月内で15日以下の場合の費用も同様とする。

新潟市高齢者あんしん連絡システム事業業務量見込み

1 高齢者あんしん連絡システム 設置台数見込み

	令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			令和12年度			令和13年度		
	新規	廃止	年度末	新規	廃止	年度末	新規	廃止	年度末	新規	廃止	年度末	新規	廃止	年度末	新規	廃止	年度末
北区	125	22	103	15	21	97	14	20	91	14	19	86	13	12	87	13	12	88
東区	301	54	247	37	51	233	35	48	220	33	45	208	31	29	210	31	29	212
中央区	276	50	226	34	47	213	32	44	201	30	41	190	28	26	192	29	26	195
江南区	93	17	76	11	16	71	11	15	67	10	14	63	9	9	63	9	9	63
秋葉区	82	15	67	10	14	63	9	13	59	9	12	56	8	8	56	8	8	56
南区	47	8	39	6	8	37	6	8	35	5	7	33	5	5	33	5	5	33
西区	314	56	258	39	53	244	36	50	230	34	47	217	32	30	219	33	30	222
西蒲区	137	25	112	17	23	106	16	22	100	15	21	94	14	13	95	14	13	96
計	1,375	247	1,128	169	233	1,064	159	220	1,003	150	206	947	140	132	955	142	132	965

※ 令和8年度新規1,375台=1,196台（機器切り替え分）+ 179台（新規申請分）

2 令和7年度 緊急通報、緊急出動、相談受付 実績件数

設置台数	緊急通報				緊急出動		相談受付
	昼 8:00～18:00		夜 18:00～8:00		昼	夜	
	正報	誤報	正報	誤報			
1,196	53	156	43	116	7	14	1,922